

弁済供託に関する理論構成の試み

[その2]

高 頭 宏 信

目 次

は し が き

序論・前稿の概要ならびに弁済供託に関する主要学説判例の概観

一・前稿の概要

二・主要学説判例の概観

本論・「法定受領授権」概念にもとづく理論構成の試み

一・「債権の準占有者への弁済」と同一概念による把握

二・弁済供託に関する諸問題の検討

は し が き

わが国で行われている供託制度は、①債務消滅のために「弁済」としてなされる「弁済供託⁽¹⁾」、②損害賠償を担保するためになされる「担保供託⁽²⁾」、③他人の物を処分できない事情下にあるとき保管のためになされる「保管供託⁽³⁾」、④その他特殊な目的のためになされる「特殊供託⁽⁴⁾」の4種類に分類できるが、本稿の目的はこれら供託制度全般にわたる考察ではなく、上記①の民法上の「弁済供託」が研究の対象であり、とくに供託の法律的性質、効果について通説とは異った概念により理論構成を試みようとするものである。前稿[その1]においては供託制度に関する私の基本的な考え方（「債権の準占有者に対する弁済」と同じ法定授権概念⁽⁵⁾により把握する）についてその概要をのべておいたが本稿ではそれをさらに具体化し、弁済供託の実質面に即した理論構成を試

みるものである。(なお、紙幅の都合により、「供託の効果に関する学説判例の概観」及び「本論」は次号掲載の予定)

- 注1 債務者が債権者の協力なしに債務を免れる制度で実体法上重要な意義を有する。民法494条～498条・378条・578条・商法524条・585条等に規定される。
- 2 民事訴訟法及び税法に例を見る。民訴196条・741条・756条・相続税法38条・39条等に規定される。
- 3 民法367条・394条・578条。民事訴訟法750条・593条。
- 4 例えば公職立候補者の供託、公職選挙法92条他
※ 以上の諸規定の他に供託に関する手続について、供託法ならびに供託物取扱規則が設けられている。
- 5 クリュックマンも善意取得制度について法定処分授権の概念を用いている。
Krückman, Ermächtigung in ACP Bd 17, S. 169

一 前稿の概要

① 民法494条以下に規定される「弁済供託」は債権者側の一方的な理由により、受領不能、または受領拒否があった場合、債務者を不当に長びく債務の拘束から解放し保護するために設けられた制度である。弁済供託制度はすでにローマ法においても「債権者遅滞がある時は目的物を寺院に供託して債務を免れる」として認められており、近代諸国においても広くこの制度を採用している。⁽¹⁾

ところでわが民法494条——「債権者カ弁済ノ受領ヲ拒ミ又ハ之ヲ受領スルコト能ハサルトキハ弁済者ハ債権者ノ為メニ弁済ノ目的物ヲ供託シテ其債務ヲ免ルルコトヲ得、弁済者ノ過失ナクシテ債権者ヲ確知スルコト能ハサルトキ亦同シ」——の規定をいかに解するか、すなわち目的物を供託所に供託することにより「債務が消滅する」という関係をいかに理論構成するか、また496条に——「債権者カ供託ヲ受託セス又ハ供託ヲ有効ト宣告シタル判決カ確定セサル間ハ弁済者ハ供託物ヲ取戻スコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ供託ヲ為ササリシモノト看做ス

② 前項ノ規定ハ供託ニ因リテ質権又ハ抵当権カ消滅シタル場合ニハ之ヲ適用セス——と規定するが、債務が実質的に消滅する時期は取戻権との関連上いかに解すればよいのか見解が分れるのである。

ドイツでは普通法時代すでに供託の法律的性質について公法関係説と私法関係説が対立し、さらに供託の効果に関しても停止条件説と解除条件説が対立していたが、ドイツ民法第一草案は当時の通説をそのまま採用し「取戻権とは無関係に供託によりただちに債務は消滅する」と規定した。しかしその後の立法委員会において取戻権と免責的效果の発生時期に関し修正意見が出され現行のドイツ民法 378 条が制定されたのである。

すなわちドイツ民法 378 条では「供託物の取戻が排除せられたときは、債務者は供託に因りて供託の時に債権者に給付を為したると同様に其の義務を免る—— (§378. Ist die Rücknahme der hinterlegten Sache ausgeschlossen, so wird der Schuldner durch die Hinterlegung von seiner Verbindlichkeit in gleicher Weise befreit, wie wenn er zur Zeit der Hinterlegung an den Gläubiger geleistet hätte.) —と規定し 379 条で「供託物の取戻が排除せられざるときは、債務者は債権者をして供託に付弁済を求めしむることを得。

物が供託せらるる間は、債権者は危険を負担することを要し、債務者は利息を支払い又は収取せざりし収益に付賠償を為すの義務を負わず。

債務者が供託物を取戻したるときは供託を為さざりしものと看做す—— (§379. Ist die Rücknahme der hinterlegten Sache nicht ausgeschlossen, so kann der Schuldner den Gläubiger auf die hinterlegte Sache verweisen.

Solange die Sache hinterlegt ist, trägt der Gläubiger die Gefahr und ist der Schuldner nicht verpflichtet, Zinsen zu zahlen oder Ersatz für nicht gezogene Nutzungen zu leisten. Nimmt der Schuldner die hinterlegte Sache zurück, so gilt die Hinterlegung als nicht erfolgt.) —と規定して取戻権のある間は債務は消滅せず延期的抗弁権を行使できるにすぎず、取

戻権が消滅した時にはじめて供託した時より債務は消滅するとしたのである。わが民法の場合はドイツ民法第一草案の理論をそのまま踏襲し戻権との関係を明記しなかったためその間の理論構成についても見解が分れるのである。

通説は供託の法律的性質を私法関係説の立場から「第三者のためにする寄託契約」であると見、免責の効果については解除条件説をとっている。

しかし前稿でも述べたようにこの通説の見解がはたして弁済供託の実質面に即した理論であるか甚だ疑問であり、本稿の提起も通説に対する懐疑が原動力になっているのである。

② 私は通説に対する疑問から供託の内在的性質を考察する過程において「第三者のためにする寄託契約」の理論を用いるより「債権の準占有者への弁済」——準占有者への弁済に関する理論構成は通説の「公信の効力」説をとるより法定授權概念を用いた方がより緻密な理論構成が可能であることを商学論叢第7号で発表した——と同じ「法定受領授權」概念で理論構成する方がより適切であることに思い至ったのである。

「授權」概念を用いる意義については前掲書で発表したので重複は避けたいが、認識を深める意味でその要点だけを引用しておこう。「授權」を定義すれば「自己の名による法律行為によって他人の権利範囲に干渉し得る権限の授与」であるがこれはドイツ民法185条——「非権利者が目的に付為したる処分は権利者の同意を得て為したるものなるときは之を有効とす。

権利者が処分を追認したるとき、又は処分者が目的を取得したるとき、又は権利者が処分者を相続し且遺産債務に付無限責任を負うときは其の処分は効力を生ず後の二つの場合に於て目的に付互に相容れざる数個の処分を為したるときは、最初の処分のみ効力を生ず。」⁽²⁾——の授權概念を一般化してつくられた概念でありドイツでは学理上の概念として民法の体系的把握という見地から一般に認められている。⁽³⁾

わが民法には授權に相当する規定はないが学説判例上事前の承諾、事後の追

認として認められている。⁴⁾ また「授権」の類型については安達教授が「指名債権譲渡における債務者の異議なき承諾」の中でドイツの学説を引用しつつ授権に相当する場合として「①処分授権～独民法 185 条の授権。②権利取得授権～授権の効果として被授権者が自己の名において授権者のためにする物権取得行為によって授権者が権利を取得する授権。③義務設定授権～被授権者が自己の名でなす法律行為によって授権者に義務を負担させる授権。④被授権者が受領を要しない一方的法律行為を自己の名でなし得る授権。⑤取立授権～被授権者に授権者が有する債権を自己の名で取り立てうる授権。⑥訴訟追行授権～授権者の権利を自己の名において裁判上行使しうる権限を被授権者に与える授権」の如く分類されている。このように 185 条より一般化してつくられた「授権」概念は基本的に共通した事象に対してさらに新たな類概念構成の可能性を生み出すもので、それが学理上の技術的な概念として法解釈上論理的整合性を有するならば承認されなければならない。私が弁済供託を「法定受領授権」概念——（債権者が受領を拒否するか、受領不能の状態にあるとき、一定条件の充足を要件として供託所、供託者、被供託者の関係を「法定受領授権」として把握する。——をもって理論構成を試みるのは以上のような考えから出発しているのである。

注 1 仏民法 1257 条以下・独民法 372 条以下・スイス債務法 92 条以下。

2 § 185. Eine Verfügung, die ein Nichtberechtigter über einen Gegenstand trifft, ist wirksam, wenn sie mit Einwilligung des Berechtigten erfolgt.

Die Verfügung wird wirksam, wenn der Berechtigte sie genehmigt oder wenn der Verfügende den Gegenstand erwirbt oder wenn er von dem Berechtigten beerbt wird und dieser für die Nachlassverbindlichkeiten unbeschränkt haftet. In den beiden letzteren Fällen wird, wenn über den Gegenstand mehrere miteinander nicht in Einklang stehende Verfügungen getroffen worden sind, nur die frühere Verfügung wirksam.

3 安達法学志林 61 卷 2 号 40 頁以下

4 有斐閣判例演習民法総則 209 頁以下

二 弁済供託に関する学説、判例の概観

〔1〕 法的性質に関する学説、判例の概観

弁済供託の法律的性質についてはドイツ普通法以来公法関係説と私法関係説が対立してきたが、現在一般には私法関係説の立場から「第三者のためにする寄託契約」とする理論が承認されている。しかし前稿にて指摘した如く、従来からなされている学説はどれも供託の実質的機能に即した理論とは言えず、表面的、形式的な理論のため諸種の法的現象を説明する段階にいたって大きな矛盾を露呈しているのである。

以下代表的学説を概観し本論における理論構成の資料としたい。なお各学説の例示は正確を期すためできるだけ本文そのまま引用するよう努めた。

① 私法関係説

ドイツおよびわが国の通説は、私法関係説であるが理論構成の仕方により弁済申込説と契約説に分れる。

「弁済申込説」は供託所を中間の媒介的存在として考え供託者対債権者の関係に説明の重点をおいて、「債務者は供託により弁済の申込をしたのであるから債権者がそれを承諾することにより弁済が成立する⁽¹⁾」と説明する。しかし供託は債権者の承諾があるなしにかかわらず免責的效果を発生させる制度であるからこの弁済申込説は理論的に納得できない。これに対して契約説は「私法上の寄託契約」であるとする説と、「第三者のためにする契約」とする説及びこの両者を総合した「第三者のためにする寄託契約」であるとする説に分れる。

「寄託契約説」は第三者のためにする契約の理論を借る必要はないとして次のように主張する。「供託の性質については種々の見解があるが、供託は供託者と供託所間の寄託契約であるとするのを正当とする（中略）債権者は供託により供託所に対して供託物引渡請求権を取得する。わが国の学者はこのことを

説明せんがために、供託には第三者（債権者）のためにする契約を包含するというけれども、このことは弁済供託の性質上当然であって敢て第三者の為にする契約の理論を借るの必要がない。然し債権者も債務者に対して反対給付を為すべき義務がある場合には其反対給付を為したことを供託者の書面、公正証書等によって証明しなければ供託物を受取ることを得ない⁽²⁾。……」と。しかし債権者が供託所に対して取得する権利を弁済供託の性質上当然なこととして論理的裏付は不必要とする態度は非科学的ではなかろうか⁽³⁾。また単純な寄託契約であるとするならば寄託者はいつでも寄託物の返還を請求する権利を持つことになるので——（民法662条～当事者カ寄託物返還ノ時期ヲ定メタルトキト雖モ寄託者ハ何時ニテモ其返還ヲ請求スルコトヲ得）——496条の規定が無意味になってくる。故に単なる寄託関係であるとする説は適当でない。次に「第三者のためにする契約」説であるが、この説も供託者と供託所との関係、特に供託物取戻権について説明することができない。故にこの二説を総合した「第三者のためにする寄託契約説」が今日の通説になっているのである。論旨を要約すれば「供託は単に寄託たる性質を有するに止まらず、第三者のためにする契約たる性質を有する。民法494条は弁済者は債権者のために弁済の物体を供託すべき旨を規定する。債権者のために供託をするのは供託物を債権者に交付すべきことを言うのであって供託所は債権者に供託物を交付すべき義務を負い債権者はこれにもとずいて直接に供託物の交付を請求する権利を取得するのである。故に供託は同時に第三者のためにする契約たる性質を有すると言わなければならない。故に供託により第三者たる債権者が供託物の交付を請求する権利を取得する所以は供託を以て第三者のためにする契約とするのでなければこれを説明することができない。供託により債権者は直ちに供託物の交付を請求する権利を取得するが受益の意思表示を必要としない点537条2項——（前項ノ場合ニ於テ第三者ノ権利ハ其第三者カ債務者ニ対シテ契約ノ利益ヲ享受スル意思表示シタル時ニ発生ス）——の例外である⁽⁴⁾」とする。わが国の有力な

学説は大半がこの見解をとり判例も一部これに同調する。代表的学説を以下に
列挙しておこう。

鳩山説——契約ノ種類ニツイテハ一種ノ寄託契約ナリトスル説ト一種ノ第三者ノタメ
ニスル契約ナリトスル説アレドモ、両者ノ性質ヲ具備ス一種特別ノ契約ナリ
ト解スルヲ正シトス⁽⁵⁾。

我妻説——供託の法律的性質は第三者のためにする寄託契約である。すなわち供託者
と供託所との契約は寄託であるが、これによって債権者をして寄託契約上の
権利を取得せしめるものである。本来の債権者に代って供託所の債務者とな
るようなものであるが、供託所は国家の管理に属するからこれに対する債権
は確実でありこれによって債務者の債務を消滅させても債権者に不利益はな
いのである⁽⁶⁾。

於保説——「弁済供託は第三者のためにする寄託契約であると解されている。弁済
供託は単なる弁済申込、提供の代用ではなく弁済そのものの代用制度である。
そしてこれは形式上は第三者のためにする寄託の形式をとっていることは間
違いない。しかし第三者のためにする寄託というのは、弁済供託の形式にす
ぎないのであってこれの実質は弁済の代用である⁽⁷⁾。

近藤・柚木説——「供託に於ては、供託者は債権者のために寄託を為し債権者は之に
因って直接に供託所に対して供託物引渡請求権を取得するのであるから一面
に於て第三者の為めにする契約たるの性質を有する。併作之が為めに供託の
寄託的性質を否認すべきでない。蓋し第三者の為めにする契約なるものは特
殊なる典型的契約の一種類と見る可きものではなくして、各種の契約に於て
当事者の一方の有すべき権利の第三者に付いて発生する特殊の体様を示した
ものに過ぎずと解すべきであるから、供託も亦第三者の為めにする寄託契約
として寄託の一体様たるものと思ふべきが故である。従って寄託及び第三者
の為めにする契約に関する規定は共に供託に「適用」せられるのである⁽⁸⁾。

山中説——通常弁済代用の供託と称せられるものには二個の形態がある。弁済、委任
型の供託と、抛擲、事務管理型の供託がそれである。両者とも現象形態とし
ては第三者のためにする寄託契約であり、かつその第三者約款の内容は債権
者をしてあたかも自分が所有物を寄託したのとおなじ権利義務を取得せしめ
るにある⁽⁹⁾。

判例——「民法494条所定ノ弁済代用トシテノ供託ハ供託者ト供託局トノ間ニ締結セ
ラルル契約ニシテ而モ右契約ハ私法上ノ効果ヲ生スルヲ以テ私法上ノ契約ナ
リト謂フヘク右契約ハ供託者ト供託局トノ間ニ供託物ノ寄託關係ヲ生スル点

弁済供託に関する理論構成の試み〔その2〕

ヨリ観レハ一種ノ寄託契約ノ性質ヲ有シ他面弁済者ハ債権者ノ為メニ供託ヲ為シ、債権者ハ之ニ基キ供託局ニ対シ供託物ノ還付請求権ヲ取得スル点ヨリ観ルトキハ第三者ノ為メニスル契約タル性質ヲ有スル一種特別ノ契約ナリトスルヲ相当トスヘク供託事務ヲ取扱フ国家機関ナリトノ事実ハ供託ガ私法上ノ契約ナリト解スルニ付何等ノ妨ケトナルモノニ非ス而シテ右供託ノ性質上供託物ヲ受取ルヘキモノト指定セラレタル債権者ハ供託ト同時ニ供託局ニ対シ供託物ノ還付請求権ヲ取得シ且何時ニテモ供託局ニ対シ之ヲ行使シ得ヘキモノナレハ若シ債権者ニシテ供託ノ時ヨリ十年間之カ行使ヲ為ササルニ於テハ民法167条①ノ消滅時効完成シ供託局ハ債権者ノ還付請求権ヲ拒否シ得ルニ至ルヤ勿論ナリ⁽¹⁰⁾」

以上がわが国における代表的見解であるが、これら通説に対する第一の疑問は供託者対供託所の関係を「契約」関係であるとする点である。すなわち供託所は適法な手続があるかぎり必ず供託物を受領しなければならず供託官吏には自由裁量の余地はないのであるから、両者の関係に「契約」理論をさし挟む余地はまったくない筈である。

第二の疑問は供託の場合にかぎって何故受益の意思を要しないとするのか、また逆に考えて供託がなされるのは債権者が受領を拒絶している場合が多いのであるから「第三者のためにする契約」の理論で「受益」を欲しない者へ「受益」を強制することが可能であろうか。

第三の疑問は供託官吏の処分に対する異議申立権の発生を如何に説明すればよいのか⁽¹¹⁾、これらの点について通説からは解答を見い出せないのである。

さらに私法関係説をとる学者は「供託を私法上の法律関係と解することによりはじめて供託より生ずる諸種の効力を説明できるのであって特に供託をもって私法上の法律関係としなければ供託により債権者が供託物の交付を請求する権利を取得する理由を説明できない。また供託者が供託をなすときはそれを受けとるべき債権者を指定することを要し供託所はこれに基き債権者に供託物を交付すべき義務を負うのであるから私法上の関係たる供託契約を認めることにより債権者が供託物交付請求権を取得する理由を説明できるのであって、供託

を第三者のためにする契約と解することにより供託の効力を明らかにすることができるのである⁽¹²⁾」と主張し、「供託により何故債務が消滅するか」という問題は公法関係説では説明できないから私法関係説をとるのだとする。しかし供託所、供託者、被供託者との間に生ずる法律関係は如何なる関係かという問題と、供託により如何なる効果が生ずるかという問題は区別して考察されるべきであるにかかわらず、通説はこれを混同し効果論を先行させて法律関係を論ずる点に大きな疑問をもつものである⁽¹³⁾。

以上「第三者のためにする寄託契約」の理論は問題点が多く弁済供託制度に関する理論構成としては適切でないことを概観した。この通説に対して少数ではあるが「公法関係説」が主張されているので次に概観してみよう。

注1 Bähr, Gegenentwurf zu den Entwurf eines b.G. S. 60. (石坂民法研究508頁)

2 石田債権総論 270 頁以下

他に須賀債権総論 368 頁 ——「從テ供託ハ弁済ト供託所トノ間ニ於ケル寄託契約ナリト云フヘシ (中略) 第三者ノ為メニスル契約ノ如クナルモ、第三者タル債権者ノ受益ノ意思表示アルヲ要セス直ニ債権者ニ対シ其効力ヲ生スヘキ点ニ於テ第三者ノ為メニスル契約ト異ル」

3 同旨山中供託論 11 頁以下

4 石坂民法研究 510 頁以下

5 鳩山日本債権法 (総論) 435 頁以下

6 我妻債権総論 307 頁

7 於保債権総論 366 頁

8 近藤柚木註釈下 184 頁

9 山中供託論 159 頁以下

10 東京地裁昭和10年6月29日民二判

11 同旨判例大阪地裁昭和35年10月24日民三判

12 石坂前掲書 506 頁

13 同じ理論を前記判例 (注11) は次の如く展開する。「私法関係説は供託の法律関係について論じる場合に、常に供託を一の要件として生ずる法律効果の問題を論じ、これが供託の法律関係であるという理論構成をとる。私法説はまずその出発点においてすでに論理的な誤りを犯しているのであっておよそ一般に供託がなされる場合に供託所と供託者および被供託者との間に生ずる法律関係を説明する

には全く無力である。……」

② 公法関係説

公法関係説をとる学者は比較的少数であり、その主張も私法関係説と比較して一般からはほとんど顧みられていない。

Kopf⁽¹⁾ は供託の性質を「国家が供託を受けるのは公益のためにするもので、私人を供託所とするより国家を供託所とする方がはるかに安全確実である。国家が供託を受けるのは財産上の利益を得ることが目的でなく公益のためにするのであるから公法上の法律関係である」と説く。しかしこの説の欠缺は、公益のためにするから公法関係であるとするならば供託の目的も同じく公益でなければならない筈である。しかるに債務者が供託をするのは公益のためにするのではなく、債務者個人の利益のためにするものであるから、公益、私益の関係でその性質を決定するのであれば、むしろ私益を目的とする私法関係としなければならない。この点論理的な矛盾がある。

この説に対して Endemann⁽²⁾ は「国家が供託所の設備をもって供託された物体を受領し、これを保管するのは公法上の義務をつくすものであるから公法上の法律関係である」と説く。

しかしこの説で言う供託所の義務とは国家に対する義務を言うのか、また一般人に対する義務を言うのか明らかでない。また供託所が一般人に対して負う義務が公法上の義務か私法上の義務かは供託そのものの法律関係によってこれを定めるべきであり、供託そのものが公法上の法律関係であるときはそれを承諾すべき義務もまた公法上の義務と解さなければならない、また供託が私法上の法律関係であるときは供託を承諾すべき義務もまた私法上の義務とすべきである。故に供託所が供託を承諾すべき義務は公法上の義務であるとの前提のもとに供託の性質を決定しようとする論理は誤りである⁽³⁾。

次にわが国で主張されている見解によれば、「供託は国家の供託機関が供託者、被供託者、その他の利害関係者の間にたち、供託物の受理、還付、取戻、

弁済供託に関する理論構成の試み〔その2〕

認可などを非訟裁判権の行使として行うものであって供託者と供託所間の契約でなく、公法上の関係である⁽⁴⁾と説く。しかし供託の受託機関がすべて国家机关である場合にはこのような理論構成も可能であろうが、わが国のように金銭及有価証券以外の物品についてはその保管が司法大臣の指定した倉庫業者、または銀行とされているのでこの点からしても疑問であり、またかりに「国家の非訟事務」とすれば供託官吏は供託書につき形式的要件についての審査だけでなく、実質的要件、すなわち供託の原因たる契約の存否、効力の有無などについて審査権を有しなければならない筈であるが、次にあげるように判例において実質的な審査権は否定されている。

※…供託官吏が供託の原因たる契約の存否、効力等について審査権を有しないとされた事例

「原判決およびその是認引用にかかる第一審判決は、供託官吏は供託書につきそれが供託法第2条所定の要件を具備しているかどうか等いわゆる形式的要件についての審査をすれば足り、それ以上に供託の原因たる契約の存否、効力の有無等についての実質的審査権限を有するものでなく、さらに住所の誤記等については後日これを訂正することも可能であってその誤記があっても供託受理行為の無効又は取消原因とならない旨判断している。そしてその判断は当裁判所もこれを正当として是認する。さらば原判決には所論の法律解釈を誤った違法はなく、所論引用の判例は本件に適切でない。(最高裁昭和36年10月12日小判)」

「原告が本件供託受理乃至異議棄却決定が違法であると主張する理由は、当事者の住所の誤記及び供託原因事実の存否に関するものであるところ、そもそも供託とは債権者が弁済の受領を拒み又はこれを受領することができない等に弁済者を保護するため債権者に代って供託所がその寄託を受け、それが実体上有効な場合にそれにより弁済者にその債務を免れさせるという効果を生ずるだけのものであって、供託の原因たる契約乃至それを変更する契約が実体上存在しないか或いは無効のときにまで弁済者に弁済の効果を与えるものでないことについては、詳言を要しない。これを他の面からみれば供託官吏としては供託をしようとする者がある場合には例えば供託書に供託法第2条第2項の定める事項がもれなく、かつ明白に記載されてあるかどうか等のいわゆる形式的供託要件についての審査をすれば足り、それ以上に供託の原因たる契約の存否、効力の有無等について審査することは必要でないというよりか、これをなす権限を有していないものであって、その審査は挙げて裁判所の判断にまかせられてい

弁済供託に関する理論構成の試み〔その2〕

るのである（もちろん裁判所の判断とは供託の原因たる契約の当事者間等における実体関係についての民事訴訟においてのものであって、供託官吏の処分を不当とする行政訴訟においてのものでないことはいうまでもないことはもちろんであろう）。更に又当事者の住所の誤記等については、後日その訂正をすることを禁じた法令も存在しないから、供託官吏においてその訂正をなすことは妨げず、したがって本件供託書等におけるその表示に誤記があったとしてもそれは供託受理行為の無効又は取消原因となるものではない（千葉地裁昭和35年6月7日）

以上が公法関係説の代表的見解であるが、この他前記（注）でも少しふれたように大阪地裁及び大阪高裁で公法関係説を強く支持した次のような判例がある。

大阪地裁判例「供託の法律関係は、供託制度の完全な運営をはかることによって法秩序の維持、安定を期するという行政目的実現のために、行政権の主体たる国家が供託手続を主宰し、行政権の主体に優越的な地位が認められているという点で、公法上の法律関係であると解すべきである。そして供託が物の保管を中心として把握される点において供託の法律関係は公法上の寄託関係であるといえることができる。（中略）供託の法律関係は公法関係であると解すべきであるから、原告が被告である国に直接供託金の支払を請求する本訴は不適法といわなければならない。すなわち原告の供託金取戻請求に対して供託官吏がこれを却下したのは一の行政処分であって供託法第一条の三によって原告は異議の申立をなしてまず行政的な救済を求めたうえでなお不服があればその処分前の取消の訴としての抗告訴訟を提起できるのであるから、本件のように被告国に直接給付訴訟を提起することは許されないと解すべきである。なお原告は「右条文は異議の申立をなすことを得」とあるから異議の申立をしなければならないという趣旨ではない」と主張しているが抗告訴訟として訴えなければならないものである以上異議申立を経由しなければならないことはいうまでもない。（昭和35年10月24日民三判）

大阪高裁判例…「供託によって供託当事者と供託所との間に生ずる法律関係を

弁済供託に関する理論構成の試み〔その2〕

公法関係または私法関係のいずれと解すべきかの問題について従来いろいろ説かれてきたところであるが、当裁判所は原審裁判所の見解と同じくこれを公法関係と解する。

供託は私法関係の変動を目的とするものであり、しかも右変動の契機をなす供託所の処分は受働的かつ控訴人の主張するとおり全く裁量の余地のないいわば機械的なものであるから、供託当事者と供託所との法律関係も供託によって変容する右当事者間の私法的法律関係に没入させて考慮し、これと異色なものとして取扱わない方が適当なようであるけれども、供託には通常の私法原理では容易に理解しがたい種々の法的現象が伴っているものであり、この関係を矛盾なく理解するためには供託所及び供託当事者間の関係を供託当事者相互間の関係から分離した独自の領域として認識する以外にみちがないのである。すにわち供託当事者の一方の行為は一面・他方の供託当事者に対する関係においては私法的法律要件をなすと同時に他面、供託所との間においては公法的法律要件をなすものと解し、右私法及び公法関係両者の分立及び牽連関係を認識してこそはじめて供託をめぐる種々の法的現象を矛盾なく理解しうるものであり、沿革的にいっても供託制度は債務者をしてその責任が債権者側の事由により不当に継続することを公権力の介在によって免れさせ、あわせて債権者および公共の利益をまもる制度として発達してきたものであって、いわば強制執行制度と表裏の関係において私法秩序の維持と安定とを目的とする基本的制度ともいうべきものであるからその本質においてまさしく公法的制度であると解するのが正当である。(大阪高裁昭和36年11月27日判)」

以上が判例の要約であるが、この判旨の中で疑問に思うのは、供託を掌るのはすべてが国家機関でなく銀行や倉庫業者も供託を掌るのであるから、これら民間業者も行政権行使機関と解することができるかという点である。(ドイツ法上公法関係説をとる Endemann も帝国銀行または金庫に保管する場合は私法上の寄託契約が成立するとしている)この点に関し判例は「倉庫業者はあく

までも補助的、例外的な供託事務の管掌者であるから、例外的な倉庫業者を意識する余り公法関係説を批難するのはあたらない」と主張している。理論構成上甚だ疑問である。また供託の法律関係を論ずるのに、供託の効果に関する理論と混同することは勿論承認できないが、だからと言って供託の内在的性質を探究することなく手続上からのみ法律関係を判断してもよいという理論には納得できない。

以上従来から行われて来た供託の法律的性質に関する主要学説判例を概観したが、これら「公」、「私」いずれの説も供託を「寄託」関係として把握しようとする点に根本的な疑問を持つものである。私は本論で考察する如く供託所、供託者の関係を「寄託」関係としてではなく「法定受領授權」関係として把握するから、債務者が供託するのは「弁済」をすることであり、供託所の任務も「物の保管」が中心ではなく、弁済を受領して債務者を免責させることであると解する。

〔2〕 供託の効果に関する学説・判例の概観及び「本論」は紙幅の都合により次号掲載の予定)

- 注1 Kopf, Rechtsverhältnis zwischen der öffentlichen Hinterlegungsstelle und den an der Hinterlegung Beteiligten (石坂前掲書 500 頁)
- 2 Endemann, Lehrb. des Bürgerl. R§143. Anm 48. (石坂前掲書 501 頁)
- 3 同旨石坂前掲書 500 頁以下
- 4 雑本「供託の性質及其法律関係」